

教育・保育提供区域の設定（案）について

子ども・子育て支援法第61条第2項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項

◎教育・保育提供区域ごとの、

教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

基本指針

市町村は、地理的条件、人口、交通事情やその他の条件、現在の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。



現在の入所状況及び藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）を参考に都市拠点となる3つの駅（藤沢・辻堂・湘南台）を中心に市内を4区域で設定

